

LED共同研究センター施設利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、LED共同研究センター要項（以下「要項」という。）の第1条に基づき、LED共同研究センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究代表者)

第2条 センターに置かれた共同研究実験室と研究室（以下「実験室等」という。）及び共通に利用できる機器（以下「共通機器」という。）の利用を申請できる研究代表者は、LEDなど窒化物半導体関連の研究開発を行う本学の教育職員とする。

② 研究代表者は、共同研究契約に基づき、実験室等及び共通機器を利用する者（以下「利用者」という。）との円滑な研究を進める。

(利用の許可)

第3条 実験室等及び共通機器の利用を希望しようとする場合、研究代表者が、要項第4条に定めるセンター長に申し出る。

② センター長は、研究代表者から提出された許可申請書に基づき、要項第6条に定める運営委員会において利用の許可を審議決定する。

③ 研究代表者は、利用の許可を受けた内容を変更する必要がある場合は、センター長の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取り消し等)

第4条 要項第4条に定めるセンター長は、利用者が利用許可の条件に違反したと認めたとき、又はセンターの管理上支障があると認めたときは、当該利用の許可を取り消し、又は当該利用を中止させることができる。

(登録料)

第5条 利用者は、施設利用登録料、研究員登録料を支払うものとする。

② 前項の登録料の額については、別に定める。

(設備利用料)

第6条 研究代表者及び利用者は、実験室等及び共通機器の設備利用料を負担しなければならない。

② 前項の利用料の額については、別に定める。

(徴収方法)

第7条 第5条の登録料は契約締結後、前条の設備利用料は、原則として利用月の翌月に利用者に請求するものとする。

(利用期間)

第8条 実験室等を利用できる期間は、1年以内とする。但し、特別の事由があると認めた場合は、1年毎に更新することができるものとし、原則として3年を限度として利用を認めることができる。

② 前項の場合において、研究代表者は、事前に承認された期間を超えて利用を希望するときはセンター長に申し出て、その承認を受けなければならない。

(成果の報告)

第9条 研究代表者は、利用期間満了時に実験室等において行った実験研究の成果の概要をセンター長に報告しなければならない。

(原状回復)

第10条 研究代表者及び利用者は、実験室等及び共通機器の利用が終了したとき、又は第4条により利用の許可を取り消したときは、利用した施設及び備品等（以下「施設等」という。）を速やかに原状回復しなければならない。

(損害賠償)

第11条 研究代表者及び利用者は、その責に帰すべき事由により、施設等及び共通機器を滅失、破損又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、損害賠償は、研究代表者の責任により行うものとする。

(守秘義務)

第12条 研究代表者及び利用者は、センター内で知り得た研究情報について、守秘義務を厳守するものとする。

(罰則)

第13条 前条の守秘義務に違反したと判断される利用者に対しては、センター長が直ちに退去を命ずることができる。また、悪質と見られるような行為があった場合は、告発も行うものとする。

(事務)

第14条 センターの管理に関する事務は、関係部門の協力を得て、学術研究支援センターが分掌する。

(雑則)

第15条 この内規に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は、学術研究支援センター長が定める。

附 則

この内規は、平成23年6月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。